

and Nationality Act of 1952)により定められているが、上記法令自体に数度の改正がおこなわれており、主要なものは以下のとおり。

- ・移民改正管理法 (Immigration Reform and Control Act of 1986)
- ・1990年移民法 (Immigration Act of 1990)
- ・不法移民改正及び移民責任法 (Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996)
- ・2002年国土安全保障法 (Homeland Security Act of 2002)

(b) 許可要件

雇用関係の移民ビザは、以下の①～⑤の順で優先順位が設けられている。一会計年度に発給されるビザの件数には枠が設けられているが、この優先順位によりビザが割り当てられる仕組みとなっている。

また、②知的労働者、③専門職・熟練・非熟練労働者の移民ビザを申請するためには、労働長官による雇用証明(労働市場テストの機能)を受けることが必要である^(注48)。

なお、この申請にあたって支配的賃金^(注49)以上の賃金での求人活動(新聞の日曜版に求人広告を掲載後、州の公共職業安定所に30日間の求人登録)を行うことが必要となる。求人においては原則として外国語を使用することを条件に加えてはならない。

① 卓越技能者

科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において卓越した能力を有する者、国内外で高く評価されている者、当該分野ではトップに位置する、例えて言えば、ノーベル賞のような国際的に広く認知されているような賞を受賞した者がこれに該当する^(注50)。

雇用主を通さず本人がビザを申請することができるものと、雇用主が本人に代わって国土安全保障省のBCIS(市民権・移民サービス局)へ申請するものに分けられる。

② 知的労働者

科学、芸術の分野において特出した能力を有し、専

門性の高い部類に属する者、ビジネスの分野では、米国の国家経済に貢献しうる能力を持っていえる者、米国の文化、教育、福祉の分野での貢献が期待できる能力を持つ者がこれに該当する^(注51)。

ビザの申請をする者は、国土安全保障長官が免除した場合などを除き、雇用証明(労働市場テストの機能)を受けることが必要。米国内の雇用主となる者からの採用の申出が必要で、その者が本人に代わって国土安全保障省のBCIS(市民権・移民サービス局)へビザ申請を行う。

③ 専門職・熟練・非熟練労働者

少なくとも2年の熟練経験を有する労働者であり、大学卒以上の学位を有している者、経験が2年未満で未熟練(unskilled)な労働者であっても、米国内で確保が困難な分野の職務を遂行することができる労働者がこれに該当する^(注52)。②と同様、雇用主になろうとする者が本人に代わり申請し、原則として雇用証明を受けなければならない。

④ 特別移民

宗教関係労働者で、米国内で非営利の宗教団体に所属しており、少なくとも2年の経験を有している者がこれに該当する。司祭や聖職者のような地位にあって、宗教組織内で専門的な役割を担っている者で、ここで言う専門的とは学士以上の学位を有していたり、それに相当する資格を持っている者がこれに該当する^(注53)。

⑤ 投資家

一定要件を満たした投資家に与えられる。一般には、百万ドル以上の投資を行い、10名以上の米国民、永住外国人または合法的に就労が認められている外国人(本人および家族は除く)を常勤として雇用することが要件となる。失業率が高い地域については、投資額の要件が緩和されている^(注54)。

(c) 受入数の制限

1990年移民法 (Immigration Act of 1990) により、永住ビザ割当数の増加が図られ、1995年には65万5,000人の人数枠が設けられた。内訳は、家族関係の

移民48万人、雇用関係14万人、多様性5万5,000人である。雇用関係は当初割当数に加え、家族関係の移民の前年度分の割当のうち使用されなかった部分が追加される。

また、雇用関係のビザには優先順位別の制限が決められており、応募数に応じて優先順位の高い区分で制限数が満たなければ、残りが下位の優先順位に割り当てられる。また、過年度の受入れの際に制限数が満たない場合に、翌年以降にその残数が割り当てられることもある。

〈表1-7〉雇用関係移民受入れ割当数(2008年)

優先順位	雇用関係	162,704
1	卓越技能者	46,534
2	知的労働者	46,533
3	専門職・熟練・非熟練労働者	46,533
4	特別移民	11,552
5	投資家	11,552

資料出所 JILPT「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態」2009

b 家族関係に基づく移民

(a) 根拠法令

- ・移民及び国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952)
- ・1990年移民法 (Immigration Act of 1990)

(b) 許可要件

家族関係の移民は、以下の①～④の順で優先順位が設けられている^(注55)。

- ① 米国市民の未婚の息子および娘^(注56)
- ② 合法的な永住外国人の配偶者および未婚の息子並びに娘
- ③ 米国市民の既婚の息子および娘
- ④ 米国市民(市民が21歳以上である場合)の兄弟姉妹

(c) 受入数の制限

数量割当制をとる。(詳細については、p.41(3)a(c)参照のこと。)

c 多様性移民ビザ(抽選永住権)

(a) 根拠法令

- ・移民及び国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952)
- ・1990年移民法 (Immigration Act of 1990)

(b) 許可要件

コンピューターによるランダムな抽選によって移民ビザが発給される。これは、ビザ発給が多い国以外の国からの外国人に移民の機会を与えるためである。

(c) 受入数の制限

数量割当制をとる。(詳細については、p.41(3)a(c)参照のこと。)

(4) 関係機関(制度の実施体制)

所管省庁(受入審査・受入審査に係る訴訟手続、受入手続、滞在審査等の実施機関)

a 国土安全保障省 (U.S. Department of Homeland Security)

(a) 市民権・移民サービス局 (U.S. Citizenship and Immigration Service)

;入国、滞在の許可、移民審査、労働期間が切れたあとの不法滞在摘発等を実施するとともに、移民や帰化申請を処理する機能も担っている。

(b) 国境・整備局 U.S. Customs and Borden Protection)

;国境の規制や移民を取り締まる機能を担っている。

b 労働省^(注57) (U.S. Department of Labor)

;労働許可制(労働市場テストを実施)(事業主が当該外国人労働者のビザを申請する上での要件審査(すなわち、当該求人にも米国人の応募がなく、外国人労働者を使うしか手立てがないこと(書類審査))を実施する。

c 国務省 (U.S. Department of State)

;上記2省の条件にあっていることを確認し、ビザ発給を行っている。入国後は無関係である。

※いわゆる「外国人庁」のようなものはない。

査証(ビザ)と滞在許可証の違い

▽査証(ビザスタンプ)

査証は、各国の米大使館・領事館から発行されパスポートに貼り付けされる。発行は、国務省(Department of State)の管轄である。大使館での申請が認可されると、ビザの種類・有効期限などが明記された査証がパスポートに貼り付けられる。有効期限はビザの種類によって異なり、例えば短期出張のB-1・観光のB-2ビザは最低1年から最高で10年、留学生のF-1ビザは最大5年、H、Lなどのビザは移民局が認可した期間、そして貿易家のE-1ビザや投資家のE-2ビザは2年であり、更新も2年を上回らない範囲でなされると定められており、適用条件を満たしていれば何度でも更新が可能。

▽滞在許可証

滞在許可証は、税関の申告書と一緒に飛行機内で配られ、氏名・パスポート番号・国籍・滞在先住所や

利用航空便名等を各自で記入する書類である。発行は、国土安全保障省(Department of Homeland Security)の管轄。

空港での入国審査の時、入国審査官(国土安全保障省の職員)によって入国日付と入国場所を示すスタンプが押されるが、このとき同時に、審査官は、査証をもとにして、入国者がどんなビザのステータスで、いつまで滞在を許されるかを決定・書込みをする。一見ただの小さな紙切れだが、この紙切れが米国滞中に非常に重要な役割を果たす。

米国に入国するときに必要なのは査証だが、入国した後は、滞在が合法的なものかどうかを決定するのは滞在許可証となる。つまり、米国内にいる限り、査証が切れていても滞在許可証さえ有効であれば、その者の米国滞在は合法だが、滞在許可証が切れてしまえば、たとえ査証が有効であっても不法滞中となり、罰則の対象となる。

5 社会統合政策

(1) 制度の概要

移民への英語やアメリカに関する知識の教授等は、古くは20世紀初頭に盛んに行われた「アメリカ化」運動にまで遡ることができる。当時の「アメリカ化」運動は、政府先導のものではなく、宗教団体や、婦人団体が自発的に取り組んでおり、移民に対する英語の教育、合衆国憲法等の解説や、法律や行政制度の説明、学校・図書館・銀行等に関する実用的な情報を盛り込んだ数か国語によるパンフレットの作成と配布等を内容とするものであった。

2006年の大統領令により設置された「新しいアメリカ人特別調査会」の活動は、このような、従来からの民間における移民同化への試みを、連邦のイニシアティブで統合し、加えて、スムーズな移民受入れのため、ナショナル・サービス等のボランティア活動を合理的に利用できる枠組みを、連邦政府主導で作ったものといえる。

(2) 根拠法令

新しいアメリカ人特別調査会(Task Force on New

Americans)設置令(EO13404, June 7, 2006.)

(3) 関係機関(制度の実施体制)

国土安全保障省を中心として、連邦、州及び地方の機関(ボランティアも含む)

(4) プッシュ政権下における包括的移民改革案の概要

米国には、2004年現在で推定約800~1,200万人の不法移民がおり、サービス業、農業などで米国経済を支える一方、社会保障費などを圧迫し社会問題化していた。その反面、1986年以来、移民制度の抜本的な改革は行なわれていなかった。1986年移民改革規制法は、1年半の合法化プログラムとともに特別農業労働者プログラムによって290万人以上の申請が許可されるという大規模なものになった。一方で、それ以降の移民政策は限定的な合法化すらも含まれておらず、不法移民が米国経済の繁栄に貢献し滞在が長期化していったにもかかわらず、度重なる規制強化によって合法化が極めて制限され、不法移民の社会問題化がより大きなものになった。

こうした中、移民制度を包括的に改正することを、ブッシュ政権における内政面での実績づくりと位置付け精力を注いでいた。2005年12月、下院はブッシュ大統領が提案していた「包括的なアプローチ」のうち、規制強化のみを盛り込んだ法案を通過させ、2006年5月、上院はこれに加え、一時労働許可を盛り込んだ案を可決した。

上院の法案の特徴は、不法移民の扱いを以下のとおり、滞在期間によって分けたことであった。

- a 米国に5年間以上滞在していれば罰金や英語習得を条件に合法的な滞在資格や市民権を与える
- b 滞在期間が2～5年の場合、一度出国し再入国する手続きを経て、一時労働者として法的地位を認める
- c 滞在期間が2年未満の場合、出国させる

またメキシコ国境での約600kmのフェンスの設置や、大統領が5月15日に提唱した最大6,000人規模の州兵部隊の派遣等も含まれていた。

しかしながら、上述のとおり両院の改正法案の内容は同一ではなく、両院協議会が開催されないまま2006年末の会期終了により廃案となった。その後も上院に改めて法案が提出されたが、2007年6月に否決され、事実上の廃案となっている。

(5) 上院で審議され、成立しなかったがコンセプトとなった法案の骨子

a 国境警備の強化

国境のフェンスと警備隊の人員増強のために44億ドルを予算に計上するとともに、経営者に対して外国人労働者を雇用する適格証明制度を確立すること

b 雇用主の責任強化

不法移民を雇用した経営者に対する罰金額を引き上げること

c 短期労働者プログラムの創設

米国経済にとって必要不可欠な労働者を確保し、不法就労を削減し合法的な就労の手続を提示すること

d 推定数百万人の不法滞在移民の地位の解決

2007年1月以前に入国し不法に滞在している労働者に対して1,000ドルの罰金を課した上で犯罪歴がな

いことを確認の上で、一時的な滞在を許可するビザを付与すること。加えて、グリーンカードを申請するためには英語を習得し、追加的な罰金として4,000ドルを支払う等の要件を満たすことを必要とすること

e 移民を社会に同化するための施策の策定

英語を米国の国語として定め、移民に対しても英語の習得を促すこと

(6) 新しいアメリカ人特別調査会等の施策

上記(5) e の実現のため、法案は通らなかったものの以下a～cの施策を実施した。

a 新しいアメリカ人特別調査会の設置

同調査会の主な機能は、次の3点である。

- (a) 合法移民^(注58)の米国社会への統合(integration)、特に、英語、公民及び歴史の教育に関し、行政省庁・機関に指示を行うこと
- (b) 労働者に英語教育や公民教育を行う業務を促進する官民パートナーシップを進めること
- (c) 合法移民への英語教育と公民教育の指導拡大のボランティア活動を通じた方法を検討すること

2007年6月に初年度の活動報告が提出され、主な成果として次の2点が挙げられている。1点目は、移民にとって必要で有益な情報のポータルサイトである「Welcome to USA.gov」の開設、2点目は「新しいアメリカ人プロジェクト」の推進である。

また、2009年12月18日には、同調査会より報告書「21世紀における米国への統合の動きを創る(“Building an Americanization Movement for the Twenty-first Century”)」が発表され、移民の統合に不可欠とされるアメリカの生活習慣や文化、言語等の理解を促進するために、国や自治体、公共図書館、企業、地域団体等がどのような取り組みを行っているかに加え、将来への10の提言が取りまとめられた^(注59)。

b WelcometoUSA.govの開設

WelcometoUSA.govでは、雇用に関しては、職業安定所、外国人永久労働許可の取得方法、履歴書の書き方、採用面接の受け方、労働者の権利・雇用基準に関

する解説、起業手順や融資の取付け方等、家族と健康管理に関しては、健康に関する情報、最適な民間医療保険の選択用チェックシート、保険対応病院のリスト、メディケア(高齢者用公的医療保険)・メディケイド(低所得者用公的医療保険)の制度紹介、等の最新情報が提供されている。

c 新しいアメリカ人プロジェクトの実施

「新しいアメリカ人プロジェクト」は、新移民がコミュニティに適応し、「アメリカ人」として生活できるように、市民に対し身近なコミュニティにある教室で、英語やアメリカに関する知識を移民に教えるボランティア活動に従事するよう呼びかけている。また、米国への帰属意識を高めるという目的で、移民自身にもボランティア活動への従事を呼びかけている。

6 雇用における差別に対する取組

(1) 制度の概要

外国人に対する雇用における差別の禁止に関連する法律としては、公民権法第7編と移民改革統制法がある。

公民権法第7編では、市民権(citizenship)の有無に基づく雇用差別それ自体が禁止されているわけではないがその態様によっては公民権法第7編違反となる。

移民改革統制法では、市民権による差別を明示的に禁止しているが、公民権法第7編よりも禁止の対象となる対象者及び禁止される場面が限定されている。

(2) 根拠法令

- ・ 1964年公民権法第7編(Title VII of the Civil Right Act of 1964)
- ・ 移民改革統制法(Immigration Reform and Control Act of 1986)

(3) 関係機関(制度の実施体制)

公民権法第7編その他の雇用差別禁止法の実施にあたる機関として、雇用機会均等委員会(Equal Employment Opportunity Commission:EEOC)が設置されている。正式な判定・救済の場は裁判所。

移民改革統制法に基づく、移民関連不当雇用行為事件、雇用主処罰は、司法省にある首席行政聴取官室

(Office of Chief Administrative Hearing Officer)に所属する行政法審判官が聴取を行い、差別是正命令等を下す。また、司法省内には、移民関連不当行為の申立を受けて救済命令を行う特別検察官室(Office of Special Counsel for Immigration-Related Unfair Employment Practices)が設置^(註60)され、調査、救済請求等の権限がある。

(4) 具体的な内容

a 禁止されている行為

公民権法第7編703条(a)では、使用者が「人種、皮膚の色、(中略)または出身国」を理由として、「個人を雇用せず、あるいは雇用を拒否し、もしくは個人を解雇すること、または、雇用における報酬、条件、権利について、個人を差別すること」及び「個人の雇用機会を奪ったりその他被用者としての地位に不利な影響を与えるような方法で、被用者や求職者を、制限、隔離または分離すること」が禁止されており、これにより、アメリカでは、採用から解雇までの雇用の全局面に関して、「人種」、「皮膚の色」、「出身国(national origin)」等による差別が包括的に禁止されていることとなる。なお、「出身国」とは「自身又はその祖先が生まれた国」という意味であり、出身国差別の事案については外国なまりの英語アクセント等も含むが、「市民権(citizenship)」や「外国人たること(alienage)」による差別については、直接の規制対象としていない^(註61)ことに留意が必要である。

移民改革統制法(Immigration Reform and Control Act of 1986) 102条では、違法入国者の使用が刑事罰により禁じられる一方で、4人以上の被用者を雇用するすべての使用者に対し、米国人および適法に入国して米国籍を取得しようとしている者(“intending citizens”)について、個人の「市民権」によって採用、募集、解雇に関する差別を行うことが禁止されている。

b 救済手続き

公民権法第7編違反の差別の被害者が救済を受けするためには、当該差別行為の時点から原則180日以内に、雇用機会均等委員会(Equal Employment Opportunity Commission :EEOC)に申立て(charge)を行わなければならない^(註62)。申立て後30日を経過し

でも調整が成立しない場合、EEOCは、自ら原告となって、被申立て人を相手に、連邦地方裁判所で、差別の救済を求める民事訴訟を提起することができる(706条(f)(1))。なお、申立て人は、EEOCが申立てを棄却した場
合又はEEOCが民事訴訟を提起しなかった場合には、自ら裁判所へ提起することができる。

移民改革統制法では、雇用主によって出身国や国籍法上の地位を理由として差別的な取扱いを受けた者は、司法省に設置されている、移民に関連する不当な雇用上の取扱いに関する特別相談所に救済を申し立てることができる。特別相談所は申立から120日以内に調査を行い、差別の事実が認められた場合には、行政審判官にその事案の救済命令を求めて提訴することとされている。

c 救済の内容

公民権法第7編違反に対しては、①当該違法行為の差し止め、②バックペイ^(注63)を伴う復職や採用等の積極的
是正措置(affirmative action)、③その他裁判所が適切と考えるあらゆるエクイティ上の救済^(注64)の他、懲罰的損害賠償も含めた損害賠償が認められる^(注65)。

移民改革統制法では、行政法審判官が移民、外国人の雇用に関して差別があったと認める場合には、当該差別的取扱い、慣行をやめるよう命ずるとともに併せて次のことを命じることができる。

- (a) 3年以内の期間について、労働者の採用等に当たって、パスポート等移民改革統制法が掲げる方法により当該者が働くことが認められているかどうかの確認を行うこと
- (b) 上記期間について、応募者の住所、氏名を記録しておくこと
- (c) バックペイ^(注66)を伴う採用等
- (d) 行政による制裁金(civil penalty)の支払い
- (e) 従業員に対する移民改革統制法による権利の周知
- (f) 人事担当者に対する移民及び国籍法に関する教育の実施

なお、公民権法第7編と移民改革統制法による差別禁止規定は、重複する部分があるが、当該事案がいずれの規定にも該当するときは、差別を受けた者はその選択によりいずれの救済手続きも利用できる。ただし、

それぞれの事案についてはいずれかを選ばなければならない。

7 社会保障

公的年金制度(OASDI)では、外国人の一般被用者も強制加入の対象となる。老齢年金を受給するためには、40加入四半期(10年に相当)の加入期間が必要である。

1996年以前には、移民は原則としてアメリカ市民と同様に、資産調査に基づく連邦政府プログラム(低所得の障害者と65歳以上の高齢者への現金給付である補足的所得補助(SSI)、低所得世帯の栄養状態の改善のための現物給付であるフードスタンプ、メディケイド(低所得者用公的医療保険)、現行制度の貧困家庭一時扶助(TANF)の前身で、18歳未満の子どものいる貧困世帯への現金給付である要扶助児童家庭扶助(AFDC)等)の有資格者であった。

しかし、1996年に成立した個人責任・就労機会調停法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)により、老齢年金の加入期間を満たし受給権を得た者や軍人、難民・庇護申請者を除く移民は原則として、補足的所得補助(SSI)及びフードスタンプを受給できなくなり、メディケイド及び貧困家庭一時扶助(TANF)は州の裁量によるものとなった。

その後、連邦政府プログラムの受給資格の範囲は広げられており、現状は表1-8に示すとおり。

〈表1-8〉連邦政府プログラムの受給資格

	補足的所得補助(SSI)	フードスタンプ	メディケイド(低所得者用公的医療保険)	貧困家庭一時扶助(TANF)
有資格外国人(※)	適用	適用	州の裁量	州の裁量
加入期間を満たし受給権を得た者	適用(△)	適用(△)	州の裁量(△)	州の裁量(△)
軍人	適用	適用	適用	適用
難民・庇護申請者	適用	適用	適用	適用
有資格外国人非該当者	不適用	不適用	緊急医療のみ	不適用

資料出所 国立国会図書館総合調査「人口減少社会の外国人問題」等
 (※) 個人責任・就労機会調停法では、適用の対象となる外国人を有資格外国人(Qualified alien)としている。有資格外国人とは、永住者、難民、少なくとも1年間は移民局や国土安全保障省によって臨時入国許可を受けている者等を指す^(注67)。
 (注1) カテゴリー2段の場合は上段が1996年8月22日以前の入国者、下段が1996年8月23日以後の入国者。
 (注2) △印は、入国から5年経過後。

また、一部の州では、連邦政府プログラムの受給資格では適用外となる外国人に対して、独自の財源で支給を行っている。独自のプログラムは、補足的所得補助 (SSI) で6州、フードスタンプで7州、メディケイドで22州、貧困家庭一時扶助 (TANF) で21州、で実施されている。

8 不法就労対策

アメリカにおける不法就労対策は、従来、司法省移民帰化局が担当しており、同局は、入国審査のほか、一部ビザの事前審査、国境の警備、不法外国人の国外への排除、一時在留資格者の永住資格への変更許可の審査および帰化の審査等を行っていた。しかしながら、2001年9月11日のいわゆる同時多発テロにより、米国では国内のテロリスト対策が急務となった結果、国土安全保障省が創設され、上記移民帰化局 (Immigration and Naturalization Service) を2003年3月1日より国土安全保障省の管轄下に置いた。これにより、入国審査・国境警備は、同省の税関及び国境警備局が、移民改革統制法 (Immigration Reform and Control Act of 1986) による雇用主等処罰制度の執行を含む国内での調査と法の執行は、移民及び関税移行局がそれぞれ担当することとなった。

移民改革統制法における雇用主等処罰制度とは、同法により、雇用主等が、

- (1) 同法施行日である1986年11月6日より後に、米国内で外国人を雇用するため、外国人に就労資格がないと知りつつ採用、募集、職業紹介を行うこと、
- (2) 外国人が不法就労者である (または不法就労者となった) ことを知りつつ、継続して雇用すること、
- (3) 労働者を採用するにあたって書類による就労資格の確認を怠ること

等の行為を行うことを禁止するものである^(注68)。これらの禁止規定に反した場合、(1) 及び (2) については、中止・禁止命令や行政による制裁金 (civil money penalty)、及び罰金もしくは懲役またはその双方からなる刑事罰の規定が設けられており、(3) については、行政による制裁金の規定が設けられている。

なお、メキシコ国境地帯で行っている現在の不法移民労働者の取り締まりの効果が上がらず、合理的かつ

根本的な不法移民対策の転換を要請されていたこと等を受け、ブッシュ大統領は、2004年1月に、不法移民労働者の取り締まりを強化し、現在国内に滞在している不法移民労働者の労働や社会保障を公認する一方で、移民者数の把握を行い、将来合意のうえで本国へ帰国してもらうという狙いの下、包括移民改革案を発表したが、同改革案を盛り込んだ法案は2007年6月に否決され、事実上の廃案となった (改革案の概要と法案否決の経緯はp.43 5(2)参照のこと)。

9 今後の動向

季節的な就労許可をするH-2Bビザについては、発給数制限を緩和することや申請手続きを簡素化する改革が進められていたが、2008年秋の金融危機に端を発した急速な景気後退は、低学歴の労働者の雇用問題により深刻な影響を及ぼしている。中卒以下の学歴の若年労働者、特にヒスパニック系移民とヒスパニック系アメリカ人、アフリカ系アメリカ人に関してその傾向が顕著である。彼らが多く就労する建設業や飲食サービス業は、低賃金で低労働条件の職種であり、多くの不法移民が就労する分野でもあり、低学歴な労働市場に果たして移民労働者を必要としているのか否かについては米国内において見解が分かれている。

また、2009年7月現在、景気の低迷で米国内の雇用が不安定化する中、自国民の雇用を優先的に保護する狙いから、審査官が要求する水準が上がる等、就労ビザ申請の審査が厳格化される傾向にある。

連邦議会では、労働組合の支持が厚いオバマ政権の下、移民法改正の機運が高まっており、2009年4月、上院のダービン議員 (民主) とグラスレー議員 (共和) が、H-1Bビザ、L-1ビザ改正法案を議会に提出した。この法案のポイントは、

- (1) ビザ保有者の最低賃金額を政府が設定
- (2) ビザ保有者の他社への派遣を制限
- (3) 移民局の監査権拡大や法令違反に対する罰則の強化

等である。専門家の間では法案がこのまま可決されることはないが、これが呼び水となりさまざまな提案が出てくる可能性が高いとの見方がある。

また、ブッシュ政権後期に審議されたものの、2007

年6月に上院で否決され成立しなかった包括的移民法案^(注69)が、2009年4月に、労働組合のナショナルセンターであるアメリカ労働総同盟産別会議(AFL-CIO)^(注70)と勝利のための変革(Change to Win: CWC)^(注71)との間で合意^(注72)されたことから、今後の動向が注目されるところである。

参 考 文 献

- ① 「外国人労働の法政策」早川智津子著2007年
- ② JILPT「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態- 諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態2009-」
- ③ 「アメリカの労働」岡崎淳一著1996年
- ④ 「アメリカ雇用差別禁止法」マック.A.プレイヤー著、井口博訳
- ⑤ 「アメリカ労働法」中窪裕也著
- ⑥ 在日本米国大使館 <http://japan.usembassy.gov/tj-main.html>
- ⑦ 米国労働省
- ⑧ 米国国土安全保障省2007 yearbook of immigration statistics
- ⑨ JETRO通商弘報
- ⑩ JETRO米国の通商交渉におけるセンシティブ案件とその背景2003年10月
- ⑪ JILPT「海外労働情勢」
- ⑫ 国立国会図書館総合調査「人口減少社会の外国人問題」外国人と社会保障
- ⑬ 国立国会図書館総合調査「人口減少社会の外国人問題」スムーズな移民受入れのための連邦の取組み
- ⑭ JILAF((財)国際労働財団)

(注1) 米国の移民及びビザに関する規定は頻繁に変化することがある点に留意が必要である。またビザ等に関して比較的重要な規定と考えられる部分であっても「移民及び国籍法」ではなく連邦規則集において規定されている場合がある点にも留意が必要である。

(注2) TARPとは、The Troubled Assets Relief Program不良資産買取プログラムの略称で2008年10月に制定された。

(注3) 外国人人口統計が公表されていないため、参考値として、「外国生まれ人口」(外国生まれで、かつ、出生時に外国籍を保有していた者)を掲載している。

(注4) 2003年3月1日より、入国審査・国境警備は、国土安全保障省の国境・整備局(U.S. Customs and Borden

Protection)が、雇雇主処罰制度の執行を含む国内での調査と法執行は、移民及び税関執行局(U.S. Immigration and Custom Enforcement)が担当、その他の帰化および移民サービスに係る機能(移民ビザ、帰化、難民等にかかる審査等)は市民権・移民サービス局(U.S. Citizenship and Immigration Service)が担当することとなった。

(注5) 2009年2月17日、2年間で350万人以上の雇用維持・創出をめざす総額7,872億ドルの景気刺激策を盛り込んだ「アメリカの経済回復・再投資法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009)」と同時に成立した。

(注6) 脚注2参照。

(注7) 通常、H-1B労働者依存企業というのは、従業員規模50人以上の企業で全従業員のH-1Bビザ労働者の占める割合が15%以上である企業を指すが、今回の措置では従業員比率に関係なく政府支援を受けた企業が対象となる。

(注8) Immigration Act of 1990: IMMACT90

(注9) 8U.S.C. § 1151(b)(2)(A)(i)

(注10) 米国民の最近親者の家族(immediate relatives of U.S. citizens)」の子に当てはまらない者を指す。

(注11) この他に、H-1B1「特殊技術を要する職業(判、シガホール)」(4(2)e参照)、H-1C「特定地域への看護師」、H-2R「H-2Bのビザ再入国者」、H-3「研修」、H-4「短期就労ビザ保有者の家族」のビザがある。看護師については、H-1Aに規定されていたが、1995年に廃止され就労目的の移民に一本化された。その後1999年に地域間の看護師人数の格差を是正するためH-1C「特定地域への看護師」が時限的に創設されたが、一旦制度は終了し、2006年末に同ビザを復活する法案が成立している。

(注12) 科学、芸術等における卓越した能力を有する者等は、通称Oビザにより滞在資格を得ることができ、特定の運動選手、芸能人等は通称Pビザにより滞在資格を得ることができる。

(注13) INA Sec. 101(a)(15)(E)(i), CFR Title 8 Sec. 214.2(e)(1) CFR Title 8 Sec. 214.2(e)(3)

INA Sec. 101(a)(15)(E)(ii), CFR Title 8 Sec. 214.2(e)(2)

(注14) INA Sec. 214(g)(1)(A), CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(4)(iii)

(注15) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(4)(iii)

(注16) 支配的賃金とは、同産業の労働者が同一地域内で支払いを受けている平均的な賃金水準のことをいう。外国人労働者の雇用が国内労働市場に悪影響を及ぼさないよう、外国人に国内労働者より低い賃金を支払わないように設定されるものであり、労働省連邦雇用局(Employment and Training Administration)の処理センター(National Processing Center)で決定される。なお、支配的賃金は従来、その地域を管轄する州の労働局によって決定されていたが、2009年10月以降に雇用を開始する分から連邦政府が行うこととなった。(2008年12月19日付のFederal Register Vol. 73, No. 245,特にp.78027以降を参照のこと。)

(注17) INA Sec. 212(n)(1)(A)

(注18) INA Sec. 212(n)(1)(B)

(注19) INA Sec. 212(n)(1)(C)

(注20) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(5)(i)(A), CFR Title 20 Sec. 655

(注21) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(5)(i)(A)

- (注22) CFR Title 20 Sec. 655.103(d)
- (注23) CFR Title 20 Sec. 655.102(d)
- (注24) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(6)(iii)(A), CFR Title 20 Sec. 655.6, Sec. 655.10, Sec. 655.15
- (注25) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(6)(iii)(A)
- (注26) ここでいう外国の雇用主とは、米国内での手続きに従う義務がない雇用主を指す。(CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(6)(iii)(B))
- (注27) CFR Title 20 Sec. 655.15(d)(3)、(f)
- (注28) 各州で収集された職業紹介情報(求人・求職情報)は、連邦労働省・各州などが運営するインターネットサイト「アメリカジョブバンク」(America's Job Bank ; www. ajb. org) に登録され、オンラインで州を越えて職を求める者などに情報提供が行われている。
- (注29) CFR Title 20 Sec. 655.15(d)、(e)
- (注30) CFR Title 20 Sec. 655.15(d)(4)、(g)
- (注31) CFR Title 20 のSec. 655.6, Sec. 655.10, Sec. 655.15
- (注32) CFR Title 20 Sec. 655.15(f)
- (注33) CFR Title 8 Sec. 214.2(l)(1)(ii)(B)~(D)
- (注34) INA Sec. 101(a)(15)(F)(i), CFR Title 8 Sec. 214.2(f)(9)(ii)
- (注35) INA Sec. 101(a)(15)(M)(i), CFR Title 8 Sec. 214.2(m)(14)
- (注36) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(9)(iii)。なお、労働省からの認可の期限内(通常3年有効)である必要がある。更新に際しても同様。
- (注37) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(15)
- (注38) 労働省の認可の期間の関係から1年を上回ることはない。
- (注39) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(5)(viii)、(15)(ii)(C)
- (注40) CFR Title 8 Sec. 214.2(h)(15)(ii)(C)
- (注41) CFR Title 8 Sec. 214.2(f)(5)
- (注42) INA Sec. 101(a)(15)(M)(i)
- (注43) ただし労働条件は同種の仕事に従事する米国人労働者の労働条件や賃金に影響を与えるものであってはならない。
- (注44) 配分されたビザはH-1B1ビザと呼ばれる。
- (注45) INA Act 214(g)(8)(B)
- (注46) INA Act 214(g)(8)(B) 6,800のうち配分で残った場合は、他の国の分に割り当てられる。
- (注47) 注釈2参照。
- (注48) 8U.S.C.S. § 1182(a)(5)(A)(i)
- (注49) 脚注15参照。
- (注50) 移民及び国籍法Section 203(b)(1)(A) 8 CFR 204.5
- (注51) INA Section 203(b)(1)(B) 8 CFR 204.5
- (注52) INA Section 203(b)(1)(C) 8 CFR 204.5
- (注53) INA Section 203(b)(1)(D) 8 CFR 204.5
- (注54) INA Section 203(b)(1)(E) 8 CFR 204.5
- (注55) 実際のビザ発給は、家族関係の移民ビザが6割以上を占めており、2008年は雇用関係移民ビザの発給数が166,511件であるのに対し、家族関係の移民ビザは716,244件となっている(その他は多様性ビザや難民等、総数1,107,126件)
- (注56) 「息子および娘」とは4(1)(数量的な制限のない移民ビザ)の「子」にあてはまらない者を指す。
- (注57) 労働省法務部門は、外国人労働者の労働許可に係る不服審査のほか、じん肺や港湾労働者の労災補償案件、日本の米軍基地内における労災補償案件、内部告発案件、賃金時間案件、児童労働案件など様々なケースにかかる不服審査等法的事項を担当している。
- (注58) 現在、アメリカで問題となっている非合法移民については、現在、アメリカ国内でも様々な意見がある。非合法移民に対し、優先的に市民権を付与すべきという意見もあれば、全員故国に退去させるべきという意見等もあり、連邦議会も世論も大きく割れている。
- (注59) 10の提言については、以下のホームページ(<http://www.uscis.gov/files/natedocuments/M-708.pdf>)参照。
- (注60) 移民改革統制法により設置。
- (注61) Espinoza v. Farah Mfg. Co., 414 U.S. 86 (1973)
- (注62) 公民権法第7編違反を裁判所に提起する前に、EEOCへの申立てが必要。なお、州や地方政府が、第7編に相当する独自の差別禁止令を制定し、そのための救済機関を設置している場合(一定の要件によってEEOCの指定を受ける)には、まず同機関に申立てを行う。同機関が手続きを終了したとき、または、申立てから60日が経過したときには、EEOCに申立てをなしうる(706条(e))。現在ではほとんどの州が独自の機関を設置している。
- (注63) バックペイについては、申立の2年前の時点までが上限で、当該期間中の労働者の利得は控除される。
- (注64) コモン・ローが原則とする救済方法である損害賠償では十分なものとならない場合に認められる、差止命令(injunction)や特定履行(specific performance。債務を約束されたままの形で履行することを強制する)等の救済のことをいう。
- (注65) 1964年公民権法第7編第706条(g)(1)により従来から認められていたエクイティ上の救済に加え、1991年公民権法第102条により損害賠償請求が認められるようになった。
- (注66) バックペイについては、申立の2年前の時点までが上限で、当該期間中の労働者の利得は控除される。
- (注67) Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 SEC. 431 DEFINITIONS. (b)(4)
- (注68) 8U.S.C.S. § 1324a
- (注69) 不法移民を合法化し市民権の付与の道を開くことと国境警備の強化を主旨とするものであった。詳細については、p.43 5(4)参照。
- (注70) AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)は、AFL(アメリカ労働総同盟)と、CIO(産別別組織会議)が歩み寄り、1955年に合併し発足した。組合員数は約840万人。
- (注71) 「勝利のための変革連合」は、2005年6月にAFL-CIO傘下の5つの産別別労働組合により結成。その後、2つの産別別労働組合が合流。後に、組織名称をCTW(Change to Win)と変更しているが、この稿では結成当初の名称で表記を統一している。組合員数は約400万人。
- (注72) 法案の否決当時、経営側は労働者不足の立場から賛成の立場、労働側は一枚岩でなくAFL-CIOが中所得層の賃金水準低下や雇用機会喪失の懸念から批判的立場、CTWは多くの移民労働者を組織員に抱えていること等により賛成の立場であった。